



越前町からのお知らせ

越前町定額減税補足給付金（不足額給付）について

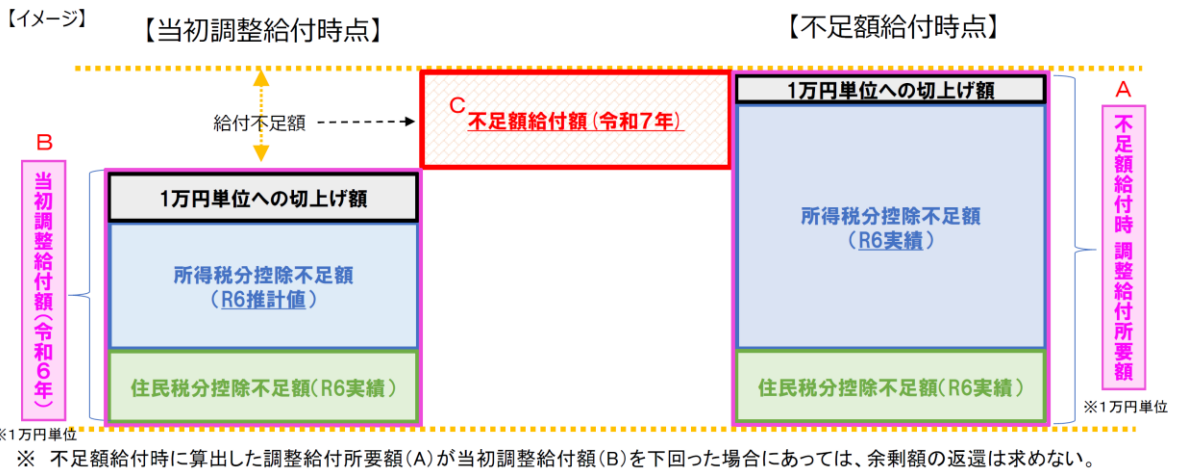
定額減税補足給付金（不足額給付）とは

令和6年度に実施された定額減税（所得税3万円、住民税1万円）や、定額減税しきれないと見込まれる方を対象とした調整給付金の支給において不足が生じた場合、追加で給付を行うものです。

対象者は、令和7年1月1日時点で越前町に住民登録のある方（越前町で町県民税を課税されている方）で、次の「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」の要件に該当する方に対して支給されます。

【不足額給付Ⅰ】

昨年支給した調整給付金では、令和5年所得等を基にした推計額を用いて算定しています。令和6年の所得で計算した結果、給付額に不足が生じた方に対して、差額分（1万円単位に切上げ）を給付します。



（不足が生じる主な理由）

- ・退職や転職によって、令和6年の所得が令和5年より減少した
- ・お子さんの誕生などにより、令和6年中に扶養親族が増えた
- ・令和5年中は学生で所得がなかったが、就職により令和6年は所得があった

などの理由により、所得額や控除額に変動があった場合に不足が生じることがあります。

【不足額給付Ⅱ】

以下のすべての要件を満たし、定額減税や調整給付金の対象とならなかった方に対して、原則4万円を給付します。

- 令和6年分所得税、令和6年度個人住民税所得割がともに非課税である（定額減税前税額がゼロ）
- 税制度上、「扶養親族」の対象外である（事業専従者の方や合計所得金額が48万円以上の方）
- 令和5・6年に行われた低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）の対象世帯の世帯主・世帯員でない

※令和6年1月1日時点で日本国内に居住されていない方は、3万円の支給となります。その他、所得や調整給付金の支給額など個々の状況により、1～3万円の支給となる場合があります。